

議案第37号

さいたま市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める
条例の制定について

さいたま市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例
を次のように定める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」とい
う。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関
する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるものとする。

(市長の調査等の対象となる法人)

第2条 令第152条第1項第3号に規定する条例で定める法人は、次に掲げる法人
とする。

(1) 市が資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上2分の1未満を
出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下「一般社団法
人等」という。）

(2) 市及び1又は2以上の令第152条第1項第2号に掲げる法人（同条第2項の
規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その
他これらに準じるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人
等

2 令第152条第4項第2号に規定する条例で定める法人は、市がその者のために
その資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1に相当する額以上2分の
1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人等とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。